

公益社団法人 秋田北法人会 役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田北法人会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表1「常勤役員俸給表」に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 5 非常勤役員には、報酬等を支給しない。

(定例報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬月額は、別表第1「常勤役員俸給表」のとおりとし、その適用にあたっては、会長が理事会の承認を得て決定するものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額の1.25倍を上限として、会長が理事会の承認を得て決定する。ただし、在職期間は当初就任日より起算して8年間を上限とする。

(費用)

第7条 役員がその職務の執行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の決議を経て総会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人秋田北法人会の設立登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員俸給表

第1号	月額100,000円の範囲内(年額1,200,000円の範囲内)
第2号	月額125,000円の範囲内(年額1,500,000円の範囲内)
第3号	月額150,000円の範囲内(年額1,800,000円の範囲内)
第4号	月額175,000円の範囲内(年額2,100,000円の範囲内)
第5号	月額200,000円の範囲内(年額2,400,000円の範囲内)
第6号	月額250,000円の範囲内(年額3,000,000円の範囲内)